

第9回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成23年7月26日（火）

19：00～21：00

場所：市役所 中会議室

出席者：嶋田准教授、草野委員、梶原委員、樋口委員、長谷部委員、中嶋委員、
片桐委員、野村委員、河野委員、諫山委員
（事務局）宮崎課長、橋本係長、笹倉主任

1、開会挨拶

【宮崎課長より挨拶を行う】

2、提出資料の確認について（前回会議内容から）

発言の要旨

草野座長：提出資料の確認について事務局からお願いします。

事務局：【資料の説明を行う】

委員A：前回、嶋田先生から日田市が目指す自治基本条例の形としては、「市民と行政」「市民と市民」との間の関係構造を再構築する「再構築型」がいいのではないかという話がありましたが、私もその形がいいなと思ったところです。私が一番問題になると思っているのは、行政と市民との協働だろうと思っています。今までのやり方は、システムとしては少し古いような印象を受けていました。例えば、今の自治会とか地区振興協議会というのがありますが、誤解を恐れずに言いますと、これは行政の下請けのような気がしてなりません。このような組織の幹部といえますか役職にある人は、仕事を退職された年配の方がほとんどです。ですから、古い慣行に満足されていれば、変革はあまり期待できないと思っています。

地域コミュニティの代表として、古い考え方のままの自治会などを行政の協働パートナーに位置付けてしまえば、自治基本条例の中に良い内容を盛り込んでも何も変わらないような気がしてなりません。一方で、現役の働き盛りの人達とか若い世代というのは、自治会活動に専念する余裕がないと思います。さらに、地元の年配の方への配慮からか不平不満があっても、実際には若い人が声を大にしないで言わない。そこが私は問題だろうと思っています。

そこで、自治基本条例には、「協働の基本的な事項を自由闊達に話し合いができるような場としての『市民会議』なり、あるいは『地区の地域委員会』」のようなものを盛り込んで欲しいという思いはあります。そして、この「話し合いの場」に入るメンバーは、「50代以下から高校生までで構成」されればいいのではないかと。その人たちこそ将来を担う協働の中核となる人なわけですから、次の世代に引き継ぐためにも年配の方には辞退してもらって、そういう人が自治会とは別に、離れたところで市民会議なり地域委員会の中で、いろいろ話し合ってもらえるよ

うな仕組みを作っていただければと思っています。

それと私が住んでいる地区の自治会の会計処理に疑問があります。自治会で広報誌の配布などをするので、市からの事務委託金があるわけですが透明性が保たれているとは言えない状態です。ですから、市として自治会に対して指導みたいなことをしてよいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：自治会は任意の組織でありますので、最終的にどのように取り扱うかというのは自治会の判断に任せざるを得ないところがありますが、自治会内部の会計処理については数年前に話があったことから、市としては事務委託金について自治会の収入としてわかるように処理するようお願いはしています。

嶋田先生：私の方で話を少し整理しますが、地方自治法の第 157 条に「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」とあります。ここでいう公共的団体には何でも入りますので、自治会もこの中に入ると一般的に考えられています。ただし、自由に指揮監督できるわけではなくて、第 96 条にあります但しで議会の議決が必要です。今回、自治基本条例を議会で議決すれば、その内容を基に行政が一定の指導をするというのは可能だと思われます。しかしながら、一方では結社の自由というのが憲法上保障されていますので、例えば、「自治会長の選び方をこうしなさい」とまでは言えません。

そこで他の自治体がどのようにしているかという点、現在の自治会に対して手を入れるのは難しい。そこで、小学校区単位あるいは中学校区単位で「自治協議会」のような組織を立ち上げて、この中には自治会だけではなく体育協会、婦人会、PTA などいろいろな団体を集めて新しく立ち上げています。この組織の狙いとしては、現状のままだと、一つは若い人が口を出さない。器を新しくしないと声を上げられない。だから、新しい人が声を上げられるように誰でも参加できるように器を作り直そうという意味合いがあります。

もう一つは、行政のお知らせの配布などに対する補助金等の流れを変えるという点。広報などの行政のお知らせを配るというのは、大きく分けて 2 通りのパターンがあり、特別職の公務員として任命された自治会長さんをお願いするものと自治会に事務委託するというものです。

そういった仕事を一旦引き上げて自治協議会に任せるということをした自治体もありますが、首長が選挙を考えるとなかなか進みにくいというのも現実問題としてあります。

ただし、自治協議会のような仕組みを作って、コミュニティを再構築していくというのは、全国的に動きがありますので、事務局にお願いしたいのは他自治体を調べていただきたい。福岡市、北九州市、伊賀市、宝塚市、宗像市あたりのコミュニティの動きを。

3、意見交換などについて

発言の要旨

嶋田先生：今日、事務局から多くの資料を提示してもらっていますが、わからなくて当然ですので全てを理解する必要はありません。ただ、ポイントとしまして

は、まず自治基本条例の「目的」に何を書くかで違ってきます。今日この場で、すぐに議論するというのは難しいですが、「目的」とか「前文」にどういったことを書き込んでいくのかというのを引き続きみなさんに検討していただきたいと思います。

今日、少し議論していきたいのは、「定義」です。「市民」という定義があります。なぜこの定義が重要かというのは、二つ側面があって、一つは発言権、例えば住民投票の範囲に影響が及んできますので、『権利』との関係で重要です。それ以上に重要なのは、『責務』です。

「市民」として、どこまで含めるかというのを考えていただきたいのは、『責務』との関係です。一番わかりやすいのは北九州市です。北九州市の自治基本条例の市民の定義の中には「市内に不動産を所有するもの」というのがあります。

これは、何をイメージしているかというのと、耕作放棄地です。耕作放棄地が増えている中で、自治基本条例の「市民」に含めることで、所有者に働きかけるきっかけを作ろうというものです。

日田市の状況はよくわかりませんので、例えばですが、日田市の中で耕作放棄地がどれだけ増えているかというのもありますし、山の状況も気になることです。山については誰の土地かわからなくて手が付けられないというケースが多かったのですが、森林法の改正で所有者が不明な場合でも告知をすることで手を付けることができるようになりました。誰が持っているかわからない、または所有者はわかるけど遠くに行っている。そのような問題が深刻化しているということがあれば、「市民の定義」として不動産を持っているものを加えてみる。

自治基本条例には抽象的な責務しか定められませんが、この条例は個別の改革を動かすための道具といえるので、例えば、「市民の定義」の中に、こういう人を入れたいという考えがあって、それを通じて、耕作放棄地対策を進めていただきたいからだとすることがあるとする。自治基本条例としては、行政側が考えた施策をバックアップするような、あるいはその施策を肯定化するような文言を条文に入れていくということになろうかと思っています。

委員 A：日田市でも休耕田は増えている印象はあります。2、3年前までは田に稲があったという所も。年配の方で自分で作れなくて委託に出している場合もあるようですね。

委員 B：委託して支払う金額と米を買うのとでは、ほとんど変わらないこともあるので、米を作らずに買おうかということになっています。

委員 C：家計の中で米代が占める割合からみると、日本の米は安すぎます。費用面だけで考えると作るのが嫌になることもあろうかと思います。米価が今の3倍くらいになれば普及すると思いますし、山林もそうでしょう。米も杉もヒノキも値段が無いに等しいから、経済的に成り立たなければ誰もしなくなっていくと思います。

嶋田先生：木は難しいかもしれませんが、米に関しては数年前にNHK仙台放送局が「お米のなみだ」というドラマを作って放送しました。これは、宮城県大崎市の「鳴子の米プロジェクト」を元にしたものです。御飯一杯12円で食べています

が、これを倍の御飯一杯 24 円出せば農家はやっていけるというものです。これを地域で取り組んでいて、米 1 俵 60 キロを 24,000 円で鳴子温泉の旅館業者も買い取っているようです。私は日田の旅館業者がどれだけ日田産米を使っているかは知りませんが、鳴子の件でもう少しデータを言いますと、旅館業者に 60 キロ 24,000 円で買い取ってもらい、その中で農家の手取りは 18,000 円です。差し引きの 6,000 円については、鳴子プロジェクトの事務経費、米保管料、米作りの支援、若者の農業支援などに充てているということです。対象農家が 620 戸くらいあるようで、このような取り組みは日田市でもやりやすいのではないのでしょうか。

委員 D：天瀬温泉の方では、野菜とかを近所の人が納めに行って、それを使っているようです。うちも農家ですが、地域で支えるとか食育とか、食の安全性を唱える一方で、生活がぎりぎりになるとどうしても安価な物を求めてしまう。そのギャップの中で、どのようにしてやっていくか。目先の事だけを考えてやっていくか、それともこの国の仕組みを考え、土地を守るということを思えばこそ、私たち農家は安くても手をかけてでも作っていくわけです。

確かに米は買った方が安いかもしれない。しかし、土地を守るため国土を守るためになると思えば、そこの労力は惜しまずに自分の代だけでもやろうかなとの思いで何とか持ちこたえています。

食育のことも絡めて、自分たちが日田で作った物を給食にたくさん使ってもらいたいという話があった時に、O157 の問題が出たりして、地元野菜でも生で使えないということに。そして野菜を加工しなければならなくなると、今度は給食センターに届いた時に、曲がった野菜が機械に通らないので使えない。このようにいろいろな問題があつて思いと現実が合わないことになりましたが、そこで諦めるのではなくて自治基本条例の中で少しでも触れたりして、地産地消の取り組みを草の根レベルでも続けていかなければいけないと思います。

それと、給食の問題ではうちの学校では、学校で作った野菜を持ち込んで、どのような料理になって出てくるかというのを子どもが確かめるようにしています。

嶋田先生：その取り組みは日田市全体で行われているのですか。地産地消として給食で使うというのは。

委員 E：全部ではないではないですが、できる範囲で取り入れているはずです。

委員 F：例えば、曲がったキュウリが調理機器に通っていかないとかで調理師さん達も大変になるので、そういった点から変えていかないと、どんなに地産地消と言っても使うのは難しいと思います。

嶋田先生：今出てきた話は凄く大事だと思います。地産地消を進めようと思っても、いろいろな壁があるということで、一つは O157 などの安全性の問題。市民側が過剰に反応してしまう場合も考えられるわけで、これは行政側に任せていては解決しません。行政というのは責任を負いたくないというのがありますので、市民側が合意形成をしていく。危険性が多少あっても基本的に大丈夫なわけですから、何かあった場合には行政に責任を押し付けるのではなく市民側が責任を持つ。こういった合意形成の仕組みを作っていくと、なかなか乗り越えられないと

思います。さきほどの曲がったキュウリの問題とかも、そこを乗り越えていく仕組みを市民側から提案していかないと行政側としては言いにくいところもあるので。まずは、給食における地産地消の問題を行政側から乗り越えていく取り組み、日田市でどのような取り組みをしているのか。また、他の自治体がどうしているのかを調べていただくと同時に、自治基本条例で地産地消に触れるだけでは壁は乗り越えられないので、委員さんの中からでも「給食における地産地消の取り組み」についての提案があれば条例が生きてくると思います。

委員 B：提案といっても、例えば、基本条例の中に「給食センターの予算を増やして作業する人を増やす」みたいな書き方はできないということでしょうか。

嶋田先生：条例にはできませんので、それに沿って具体的な施策を考えていくことになります。今後のイメージですが、自治基本条例を作るだけでは意味がないので「自治基本条例推進計画」みたいなものを作ったほうがいいと思います。実際にこの会議の場で議論している内容が、自治基本条例には抽象的にしか書かれませんが、推進計画には具体的に盛り込まれるようなイメージができればと考えています。

委員 B：例えば、抽象的には「食のこと」を考えて条例に盛り込み、それプラスで具体的に別のことをしていくということですか。

嶋田先生：ワンセットで提案していく。自治基本条例は抽象的ですから、これだけ制定してもあまり意味がありません。地産地消についても、動きはあるけれども技術的な問題で話が止まってしまうというのが行政の現状だと思います。ですから、我々はそのような止まっているものを推進して、バックアップしてあげられるような自治基本条例と、それに付随した提案を出していくのが課題だと思います。

逆に事務局の方からは、「こういうところで壁にぶつかっている」というような現状を出していただいて我々が考えるきっかけを与えていただきたいなと思います。参考としまして、食育で進んでいる自治体ですが福井県と福井県小浜市です。この二つもお調べいただきたい。多くの自治体では、給食の時に使う野菜のサイズの問題があって、調理の際に機械に通らないなど、現場で上手くいかないから納入できないというような事態が起きています。小浜市の方は、その問題をクリアしているような話を聞いたことがあるので、どのようにして乗り越えていったのかも含めてお調べいただいてご教授ください。

委員 C：給食に限らず、一般の食事でも作る人が手間隙かけないと良い物はできません。そこをどうするかの問題で、費用は3割くらい高くなっても不揃いの食材を使ってやっていくというのもあるでしょうし、費用が高くなるなら規格の揃った食材でやっていくということもあるわけで、大きな選択をしないといけないと思います。

嶋田先生：話を元に戻しますと、「市民の定義」についてですが、日田市内にあるいろいろな問題、それを解決するにはいろいろな人達の協力が必要で、協力して

もらう人達を自治基本条例の「市民」の中に組み込んでおく必要があると思います。そして、これをベースにして個別の条例なり施策なりで対応していく。多くの問題に対しては、手は付けられているがいろいろな壁にぶつかって止まっているので、それを我々が後押ししていくというイメージです。

委員 E: そのような頓挫した話というのは、行政側にいろいろと来ていると思います。3 日以内窓口にあるような情報を、この会議の場に出してもらって、条例に盛り込めば解決につながっていくというのができるかと思います。

嶋田先生: 市民からの相談事例があれば次回資料として提供いただければ議論の題材にできるかと思います。

委員 G: 食物についての地産地消の話だったのですが、他の分野、例えば、家であれば地元材と地元職人を使って建てるということにも広がればいいなとは思いますが。他所から持ってくるのではなくて、地元にある分は地元できちんと使いましようといったことができればと思います。

嶋田先生: ちなみに「木育」は日田市では取り組まれているのですか。

委員 G: 各種団体で小学生相手に山歩きとか、少しずつはしていますが、市で全体的にというのはないと思います。

委員 C: 「市民の定義」の中に、事業所等を含めた時に、住民投票はどうなるのでしょうか。

嶋田先生: 普通は含めません。外国には団体等に投票権がある国もありますが。

委員 C: 他自治体では、「市民」が住民投票をできるというように書かれているようなので、そうすれば「市民」に事業所等を含めると住民投票ができるというふうになるのかなと。

嶋田先生: 多くの場合、「市民」と「住民」を使い分けて、住民投票ができるのは「住民」としています。

委員 E: 住民投票をするということは、あまり無いと思います。

嶋田先生: 市民が 2 つに分かれるような争点があれば、住民投票で決めるということも考えられますが、川崎市のような 100 万都市で住民投票をすると、1 回で 3 億円の経費がかかるとも言われています。日田市でした場合でも、おそらく数千万円の経費がかかるので、それを念頭に置きながらやらないと、何でもかんでも住民投票をすればいいというものではありません。

委員 G: 前回の会議の時にいただいた第 2 次日田市環境基本計画の概要版に「地下水保全条例」の制定に向けた取組みとあります。

嶋田先生：地下水保全条例の取組みについての進捗と、熊本市では同様の条例がありますので、そのあたりも説明をお願いします。それとは別ですが、中間報告会といいますか、もうそろそろ市民に対して広げていかなければならない状況だと思います。今日の積極的な発言のように、この会議の内部では盛り上がっていますが、外に広げていく機会を考えていただきたいです。

委員 C：行政内部の検討組織である庁内検討会と一緒に話をするといった件は、どのようなになったのですか。まだ組織は在るのですか。たまには、一緒に意見交換をしてもよいと思いますが。

草野座長：ぜひ検討してください。

【次回会議日程を決めて終了】